

2023年4月17日

受益者の皆さまへ

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

### 「JA 海外債券ファンド（隔月分配型）」の繰上償還（予定）について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび受益者の皆さまにご投資いただいております「JA 海外債券ファンド（隔月分配型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、信託財産の状況等に鑑み、2023年7月12日（水）をもちまして繰上償還させていただく予定といたしましたので、お知らせ申し上げます。

この繰上償還は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および当ファンドの投資信託約款の規定に従い、受益者の皆さまのご意向を確認したうえで実施いたします。2023年4月17日（月）時点の当ファンドの受益者さまのうち、繰上償還にご異議のある方は、書面によりその旨をお申し出ください。**なお、この繰上償還に対してご異議のない受益者さまは、特に必要なお手続きはございません。**（詳しくは、次ページ以降をご参照ください。）

繰上償還は、ご異議を申し立てられた受益者さまの受益権口数の合計が、2023年4月17日（月）時点の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合に、実施いたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

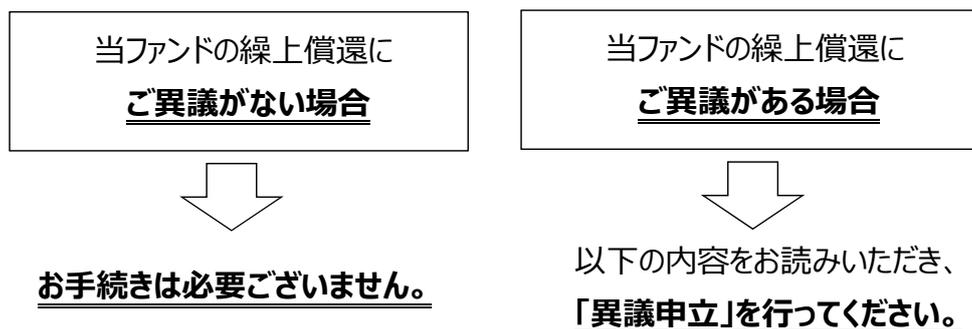
敬具

## 1. 繰上償還の理由

当ファンドの受益権口数は投資信託約款第 49 条第 8 項に定める信託契約解約の判断基準である 5 億口を下回って推移しており、今後も口数の増加が期待できない状況であることから、信託約款の規定に基づき繰上償還させていただく予定です。

## 2. 当ファンドの繰上償還にかかる手続き

当ファンドの繰上償還に対してご異議を申し立ていただけるのは、2023 年 4 月 17 日（月）時点の受益者さま<sup>(※)</sup>となります。



(※) なお、2023 年 4 月 14 日（金）以降のお申込みにより取得された受益権および 2023 年 4 月 13 日（木）までのお申込みにより換金（解約）された受益権については、当ファンドの繰上償還にご異議を申し立てることはできません。

### ■ 当ファンドの繰上償還にご異議がある場合のお手続き

任意の書面（官製はがき、封書等書式は自由）に次の内容についてご記入いただき、2023 年 6 月 5 日（月）までに、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社まで直接ご郵送ください。  
（期日必着）

<ご記入いただく内容>

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① ご異議を述べる投資信託の名称（JA 海外債券ファンド（隔月分配型））</li><li>② 氏名又は法人名（署名、捺印）<br/>（法人の受益者さまは、法人名と代表者名（署名、捺印）のご記入をお願いします）</li><li>③ ご住所</li><li>④ 電話番号（日中のご連絡先）</li><li>⑤ 販売会社名、お取引店名、口座番号</li><li>⑥ 2023 年 4 月 17 日（月）時点で保有する受益権の口数（保有する受益者の口数をご不明な場合は、その旨をご記入ください）</li><li>⑦ 繰上償還にご異議がある旨</li></ol> |
|--|

（ご注意事項）

- ・ 当ファンドの異議申立に関し、複数の販売会社にて口座をお持ちで、すべての保有口数に

において異議申立をされる方は、保有する販売会社名、取引店名、口座番号、保有口数をそれぞれご記入ください。

- ・ ご記入いただいた内容に不備等がある場合、異議申立の受付ができないことがありますのでご留意ください。
- ・ 異議申立を行われた受益者さまにつきまして、本人確認および受益権口数等の確認のため、弊社はご記入いただいた内容について、販売会社と共有いたしますので、ご了承ください。なお、異議申立のお手続きにおいて取得した個人情報、当書面に記載された手続き以外の目的には使用いたしません。
- ・ 受益者さまの権利保護の観点より、販売会社または農林中金全共連アセットマネジメント株式会社より確認のご連絡を差し上げる場合もあります。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

<宛先>

〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-6-5 九段会館テラス 10F  
農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部 異議申立受付担当宛

### 3. 繰上償還の実施条件

繰上償還については、2023年6月6日（火）に異議申立を行われた受益者さまの受益権口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

集計の結果、異議申立を行われた受益者さまの受益権口数の合計が、公告日である2023年4月17日（月）時点の当ファンドの受益権総口数（以下「総口数」といいます。）の2分の1を超えない場合は、予定どおり、2023年7月12日（水）に当ファンドを繰上償還いたします。償還金は、繰上償還日から起算して5営業日までに、販売会社を通じてお支払いを開始いたします。

なお、異議申立を行われた受益者さまの受益権口数の合計が、公告日時点の総口数の2分の1を超えた場合は、繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨を、異議申立の受付期間終了後、速やかに公告し、当ファンドの知られたる受益者の皆さまに対して販売会社を通して書面を交付いたします。

※異議申立の結果については、2023年6月6日（火）以降に、弊社のホームページおよびご照会にてご確認いただけます。

ホームページ：<https://www.ja-asset.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-439-244（9:00～17:00（土・日・祝日等除く））

#### 4. 繰上償還実施決定から償還までの運用について

異議申立を行われた受益者さまの受益権口数の合計が 2 分の 1 を超えず、繰上償還の実施が決定した場合は、繰上償還日に向けて、組入資産を売却し資金化してまいります。そのため、組入資産を売却後、基準価額は投資対象資産の値動きを反映しなくなりますので、ご注意ください。

#### 5. 異議申立を行われた受益者さまの買取請求のお手続き等

異議申立を行われた受益者さまの受益権口数の合計が 2 分の 1 を超えず、予定どおり繰上償還を行う場合において、異議申立を行われた受益者さまは、当ファンドの投資信託約款および関係法令に基づき、以下の手続きにより、受託会社（三菱 UFJ 信託銀行株式会社）に対し、受益権を買取よう、請求することができます。（販売会社に対する買取請求ではありませんのでご注意ください。）

この買取請求のお手続きは、異議申立を行われた受益者さまのご判断によるもので、必ず行わなければならないということではありません。

異議申立の有無にかかわらず、信託終了（繰上償還）日まで引き続き保有していただくことも、2023 年 7 月 7 日（金）までは、販売会社にて通常どおり換金（解約）手続きいただくことも可能です。ただし、買取請求を行った受益権については、換金（解約）のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

##### (1) 買取請求期間

2023 年 6 月 14 日（水）から 2023 年 7 月 3 日（月）まで（受託会社受理分）

##### (2) 買取請求のお手続き

- ① 当ファンドの繰上償還に異議申立を行われた受益者さまに対し、買取請求のご案内および買取請求にかかる書類を別途お送りいたします。

**（以下②～⑤は、買取請求をご希望される受益者さまのみのお手続きとなります）**

- ② 販売会社へ買取請求に必要な書類をご提出いただけます。また、買取請求を行う場合、受益者さまより直接受託会社宛にマイナンバーおよび確認書類（写し）をご送付いただく必要があり、こちらにつきましては販売会社にご提出いただかないようお願い申し上げます。なお、その際の郵送料（簡易書留）は受益者さまのご負担となります。
- ③ 受託会社が販売会社より必要書類を受理し、当ファンドの信託財産による買取を実行いたします。
- ④ 受託会社から受益者さまのご指定口座へ買取代金（振込手数料差引後）をお振込みいたします。
- ⑤ 買取完了後、受託会社より買取請求をお申し込みされた受益者さまへ「買取計算書」を送付いたします。

(3) 買取請求を行った場合の買取価額

当ファンドの買取価額は、原則として受託銀行が買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。

(4) 買取請求にかかるその他のご留意点等

上記のような諸手続きが必要となるため、買取請求においては、通常の換金（解約）請求に比べ、代金お支払いまでに長い日数を要する可能性がございますので、あらかじめご了承ください。また、収益の取扱いに関しては、受託会社による買取のため、当該買取代金は特定口座（源泉徴収あり）での取扱対象にはなりません。そのため、収益が発生している場合や損益通算をされたい場合等には、法令に則し、受益者さまご自身で確定申告をしていただく必要があります。

## 6. 繰上償還にかかるスケジュール

2023年4月17日（月）	日本経済新聞における公告掲載	公告日時点で受益権を有する受益者さまが、弊社へ異議を述べることができます。
2023年4月17日（月）～ 2023年6月5日（月）	異議申立の受付期間	繰上償還にご異議のある受益者さまは、受付期間中に、前記『2.当ファンドの繰上償還にかかるお手続き』を行うことができます。
2023年6月6日（火）	繰上償還実施判定日	弊社にて異議申立を行われた受益者さまの受益権口数を集計し、繰上償還の実施可否を判定します。
2023年6月14日（水）～ 2023年7月3日（月）	異議申立受益者の買取請求期間（予定）	繰上償還が決定した場合、異議申立を行われた受益者さまから、受託会社へ受益権買取請求を行うことができます。
2023年7月12日（水）	繰上償還日（予定）	繰上償還が決定した場合、繰上償還を行います。

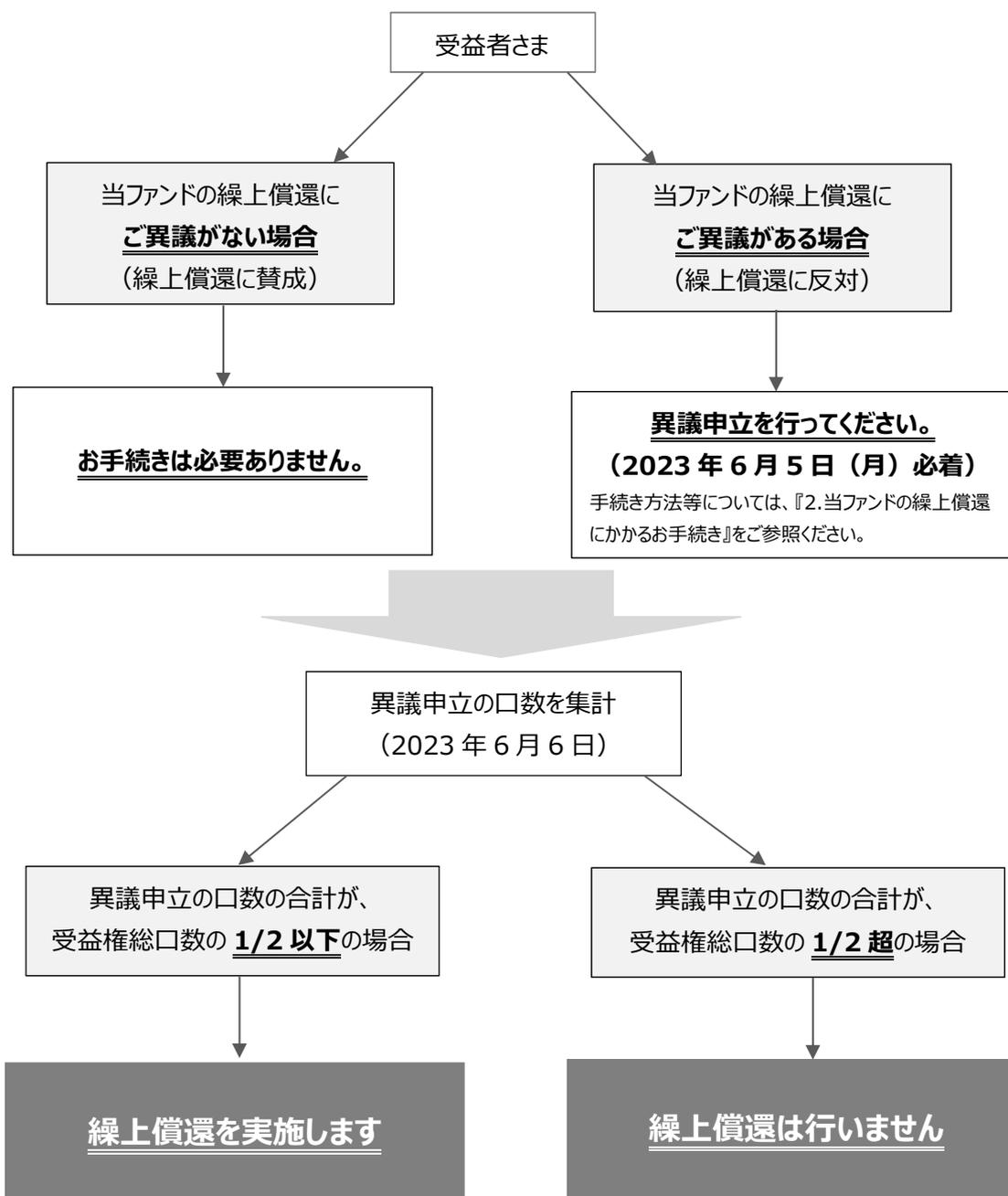
### <本件にかかるお問い合わせ先>

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部

フリーダイヤル：0120-439-244（9:00～17:00（土・日・祝日等除く））

以上

＜ご参考＞ 繰上償還に関するお手続きの流れ



繰上償還日（2023年7月12日）まで保有された受益者さまには、原則として繰上償還日から起算して5営業日までに、販売会社を通じて償還金のお支払いを開始します。

なお、異議申立を行われた受益者さまは買取請求を行うこともできます（詳細は『5.異議申立を行われた受益者さまの買取請求のお手続き等』をご参照ください）。

繰上償還を行わない旨を、公告および書面にてお知らせします。